

第32回社会福祉士・第22回精神保健福祉士 国家試験

# 受験対策 web 講座

## 精神障害者の生活支援システム

小沼 聖治（聖学院大学）

【所属】聖学院大学 心理福祉学部 心理福祉学科

【取得学位】修士（医療・福祉マネジメント）日本福祉大学

【研究分野】社会福祉学

【研究キーワード】

精神保健福祉/ソーシャルワーク/社会福祉実習教育

ソーシャルアクション

【経歴】

2002/04～2011/03 社会福祉法人ひだまり会ディライトホーム精神保健福祉士

2011/04～2014/03 日本福祉大学社会福祉実習教育研究センター

社会福祉実習教育講師

2014/04～2015/03 日本福祉大学社会福祉実習教育研究センター助教

2015/04～2017/03 日本福祉大学福祉経営学部（通信教育）

医療・福祉マネジメント学科助教

【学歴】

2012/04～2014/03 日本福祉大学大学院

医療・福祉マネジメント研究科

医療・福祉マネジメント専攻修了



第32回社会福祉士  
第22回精神保健福祉士 国家試験

# 受験対策 web 講座

## 視聴方法



アクセス用 QR コード

- ① 日本ソーシャルワーク教育学校連盟  
ホームページに開設されている『**社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験対策 web 講座特設サイト**』にアクセスしてください。
- ② ホームページの左側にある【視聴する（科目一覧）】各科目名をクリックすると、該当科目的講座映像が視聴できます。

- ③ このページ下部の『web 講座の利用について』『ご利用の前に』をよくお読みの上、視聴してください。

### 受験対策 web 講座の利用について

本連盟がこの web 講座映像配信で利用している動画配信サイト【YouTube】は、利用規約により、講座映像の商用利用を禁止しています。

この web 講座を、パブリックビューイング形式（独自に会場等を設定して講義映像を放映し、複数の方が視聴すること）で利用する場合、参加費等の費用を視聴者から徴収することはできませんのでご注意ください。さらに、受験対策 Point Book をコピーして配布することは、固く禁じます。

なお、【YouTube】の利用規約に違反し、損害賠償や訴訟等法的措置が講じられた場合は、当該違反者がその責任を負うものとし、本連盟は一切の責任を負いません。

### ご利用の前に

- 『受験対策 web 講座』映像や『受験対策 Point Book』は、国家試験直前の受験対策として本連盟が作成しています。『受験 web 講座』映像や『受験対策 Point Book』は、必ずしも国家試験の合格を保障するものではありませんので、各自の判断によりご利用ください。web 講座映像や受験対策 Point Book の視聴・購読によって、視聴した者及びその関係者が不利益を被った場合も、本連盟及び当該科目担当講師は一切責任を負いません。
- 本講座では、個人からの講義内容に関する本連盟及び講師への意見・質問・疑義照会は受け付けておりません。
- 『受験対策 Point Book』は、各講師が国家試験までに最低限押さえておくべきポイントを絞って作成しています。講義内で口頭のみで説明している内容は、各自調べて理解を深めてください。
- 『受験対策 web 講座』映像や『受験対策 Point Book』の内容に万が一訂正があった場合は、特設サイト内の当該講座の視聴ページに訂正・補遺を掲載します。
- 『受験対策 Point Book』の点訳資料及び講義映像内の字幕・手話通訳はご用意できません。
- 亂丁・落丁本はお取り替えしますので、現物を着払いのご返送ください。

## 本科目「精神障害者の生活支援システム」の傾向と対策について

- ・本科目では、精神障害者の地域における自立と社会参加を促進・支援するために、必要な相談支援・居住支援・就労支援・権利擁護のシステムについて、基本的な知識の理解が問われている（合計8問=例年は、通常問題5問+事例問題3問）。
- ・具体的には、本科目と関連が深い法律として「障害者総合支援法」「精神保健福祉法」「障害者雇用促進法」による新事業・制度や従来の事業・制度の改正・廃止の流れは確実に押さえておきたい。
- ・支援対象として、統合失調症や気分障害だけではなく、「発達障害」「高次脳機能障害」「アルコール・薬物依存症」等、近年特に対策が求められる分野の事業・制度は把握しておく必要がある。
- ・また、精神保健福祉士が生活支援を展開するうえで、押さえておくべき精神障害者に関わる居宅支援や就労支援制度が問われている。そのため、多種多様な関連制度やサービスの基本的な理解が求められる。
- ・厚生労働省のホームページや関連する白書等を活用し、本科目の中心となる法律や制度等の最新動向や、これまでの経緯について網羅的な理解が必要となる。また、国家試験受験年度の夏頃までの法改正を把握しておくことが望ましい。

### I. 精神障害者の概念

#### 1. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（略：精神保健福祉法）の定義＝「精神障害者」

「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者」

#### 2. 障害者基本法の定義＝「障害者」

「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」

### II. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略：障害者総合支援法）の概要：※2013（平成25）年に施行

#### 1. 障害者総合支援法について

##### 1) 法律の目的

「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営む」

##### 2) 基本理念

- ①全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重
- ②全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること
- ③全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられること
- ④社会参加の機会が確保されること
- ⑤どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他人々と共生することを妨げられないこと
- ⑥障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣習、観念その他一切のものの除去に資すること

##### 3) 法律の対象

身体・知的・精神障害者（発達障害者を含む）+難病等

## 2. 障害者総合支援法のサービス体系：「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に大別

- ・日中活動と住まいの場の組み合わせ⇒ 個別支援計画を作成して、利用目的に合わせたサービス提供

### 1) 介護給付：障害支援区分の認定が必要

事業名	概要
① 居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を実施
② 重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に実施
③ 同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を実施
④ 行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を実施
⑤ 重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に実施
⑥ 短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を実施
⑦ 療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を実施
⑧ 生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創意的な活動又は生産活動の機会を提供
⑨ 施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケア等）	施設入所者へ夜間や休日における入浴、排せつ、食事の介護等の日常生活支援を実施

### 2) 訓練等給付：利用者の意向や生活状況を踏まえ個別に支給（共同生活援助のみ障害支援区分の認定が必要）

事業名	概要
① 自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を実施⇒ 機能・生活訓練に区別
② 就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を実施
③ 就労継続支援 (A型=雇用型、B型=非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を実施 ⇒ 雇用契約を結ぶ=A型・雇用契約を結ばない=B型
④ 共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を実施+入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供 グループホームを退居し、一般住宅等への移行を目指す人 ⇒ サテライト型住居

※2014（平成26）年4月1日から共同生活介護（ケアホーム）はグループホームに一元化

※サテライト型住居⇒早期に単身等での生活が可能であると認められる人の利用が基本

### 3) 相談支援事業

- ・2012（平成24）年度～計画相談支援の対象=障害福祉サービスを申請した障害者等へ拡大  
⇒ 地域移行・地域定着支援=個別給付化へ
- ・地域における相談支援の拠点：市町村は「基幹相談支援センター」を設置可能⇒ 相談支援体制の強化

- ・自立支援協議会が「**協議会**」として法律上に位置づけ⇒ 地域支援体制づくりに重要な役割

事業名		概要
計画 相談 支援	<b>サービス利用支援</b>	障害福祉サービス等の支給決定前に、サービス等利用計画案を作成⇒支給決定後、サービス事業者等との連絡調整等やサービス等利用計画の作成
	<b>継続サービス利用支援</b>	支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）やサービス事業者等との連絡調整などを実施
地域 相談 支援	<b>地域移行支援</b>	障害者支援施設・精神科病院・保護施設・矯正施設等を退所する障害者や児童福祉施設を利用する18歳以上の者等が対象 ⇒地域生活の準備を目的に、 <u>地域移行支援計画</u> の作成や相談による心理・情緒的な支援、外出の同行支援、住居の確保、関係機関との調整等を実施
	<b>地域定着支援</b>	居宅において単身で生活している障害者等を対象に、 <u>地域定着支援計画</u> を作成し、24時間常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を実施

※いずれの事業においても、**基本相談支援**（障害者・障害児等からの相談）がベースとなる。

#### 4) サービス等利用計画と個別支援計画の違い

- ・**サービス等利用計画**：

相談支援事業所に配置されている相談支援専門員が、障害福祉サービス等の利用に向けて作成

- ・**個別支援計画**：

障害福祉サービス等事業所に配置されているサービス管理責任者が作成

サービス等利用計画を踏まえ、当該事業所で提供できる具体的な支援やサービス内容を明示

#### 5) 相談支援専門員とサービス管理責任者の役割の違い

- ・**相談支援専門員**：相談支援事業所に配置

サービス等利用計画の作成や利用者の相談援助業務、関係機関との連絡調整等を担当

- ・**サービス管理責任者**：障害福祉サービス等事業所に配置

個別支援計画の作成や支援の評価など、支援の全体的なプロセスを管理

各サービス提供スタッフに対するスーパービジョンの実施する役割を担当

#### 6) 地域生活支援事業

- ・市町村および都道府県⇒地域で生活する障害者のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業を実施

##### ①市町村地域生活支援事業（第77条）

事業名		概要
理解促進研修・啓発		障害者に対する理解を深めるための研修や啓発事業を実施
自発的活動支援		障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援
相談支援		<相談支援> 障害者本人や家族等からの相談支援や情報提供、虐待防止・権利擁護のために必要な援助を実施 (自立支援) 協議会を設置⇒地域の相談支援体制やネットワークの構築 <基幹相談支援センターの設置> 地域における相談支援の中核的役割を担う機関⇒総合的な相談業務や地域相談体制の強化等を実施

成年後見制度利用支援	補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人を対象に、費用を助成
成年後見制度法人後見支援	市民後見人を活用した法人後見を支援するための研修等を開催
意思疎通支援	聴覚・言語・音声機能・視覚障害等のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者を派遣
日常生活用具給付等	重度障害者等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与
手話奉仕員養成研修	手話で意志疎通支援を行う者を養成
移動支援	屋外での移動が困難な障害のある人について、円滑な外出のための支援
地域活動支援センター	障害者に対して、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の支援を実施
その他の事業	市町村の判断で、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を展開 ⇒ 福祉ホーム（住居を必要としている人に、低額な料金で居室等を提供すると同時に日常生活に必要な支援を行う住居）、訪問入浴サービス、日中一時支援等

## ②都道府県地域生活支援事業（第78条）

事業名	概要
専門性の高い相談支援	発達障害、高次脳機能障害など専門性の高い障害について、相談に応じ、必要な情報提供等を実施
広域的な支援	都道府県相談支援体制整備事業や精神障害者地域生活支援広域調整等事業など、市町村域を超える広域的な支援が必要な事業を実施
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣	意思疎通支援を行う者で、特に専門性の高い者（手話通訳者、要約筆記者、触手話及び指点字を行う者を想定）の養成や派遣事業を実施
意志疎通を行う者の派遣に係る連絡調整	手話通訳者、要約筆記者、触手話及び指点字を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整
その他の事業（研修事業を含む）	都道府県の判断で、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を実施 ⇒ オストメイト社会適応訓練、音声機能障害者发声訓練、発達障害者支援体制整備など（サービス・相談支援事業者、指導者などへの研修事業等も実施）

### 7) 障害支援区分：障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す

- ・区分：区分1～6までの6段階（区分6が必要とされる支援の度合いが最も高い）  
⇒ 必要とされる支援の度合いに応じて適切なサービスが利用できるように導入
- ・判定方法：「1次判定＝コンピューターソフトを使用」＋「2次判定＝市町村審査会による合議」
- ・調査項目：①移動や動作等（12項目）②身の回りの世話や日常生活等（16項目）  
③意思疎通等（6項目）④行動障害（34項目）⑤特別な医療（12項目）＝計80項目

### 8) 近年の改正ポイント：障害者総合支援法及び児童福祉法の改正について ※2018（平成30）年度施行

趣旨：障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用促進の見直しなど⇒ サービスの質の確保・向上へ

事業名	概要
自立生活援助： 地域生活を支援する新たなサービス	対象：障害者支援施設やグループホーム等を利用していった障害者で、一人暮らしを希望する者等 内容：定期的な家庭訪問⇒「食事・洗濯・掃除などの課題」「公共料金や家賃の支払い状況」「体調の変化や通院状況」「地域住民との関係性などについて確認⇒必要な助言や医療機関等との連絡調整（例：週1～2回）+訪問・電話・メール等による対応も随時実施
就労定着支援： 就労定着に向けた支援を行う新たなサービス	対象：就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者 内容：障害者との相談を通じて生活面の課題を把握⇒企業や関係機関（障害者就業・生活支援センター、医療機関、社会福祉協議会等）等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を実施（企業、自宅等への訪問や障害者の来所⇒生活のリズムや体調管理、家計等に関する課題解決に向け、必要な連絡調整や指導・助言等の支援）
重度訪問介護の訪問先の拡大	対象：日常的に重度訪問介護を利用している最重度の障害者であって、医療機関に入院した者 内容：入院中の医療機関でも、利用者の状態を熟知している重度訪問介護のヘルパーを引き続き利用可能⇒利用者ごとに異なる特殊な介護方法（体位交換等）について、医療従事者などに的確に伝達 ⇒強い不安や恐怖等による混乱を防ぐための本人に合った環境や生活習慣を医療従事者に伝達し、病室等の環境調整や対応の改善へ
高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用	対象：65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを受けている障害者 内容：一定の高齢障害者に対し、一般高齢者との公平性を踏まえ、介護保険サービスの利用者負担が軽減する仕組みを設定⇒障害福祉サービス事業所が介護保険事業所に移行しやすくする等の見直し

精神保健福祉法や障害者総合支援法をはじめ、本科目の柱となる法律や制度について、最新の動向は必ず押さえておきましょう！その改正は、近年の社会的な背景を色濃く反映しているはずであり、これから精神保健福祉士になりゆく人々に必ず知っておいてほしいポイントになるからです！

### 3. 発達障害者等の支援

1) 発達障害者支援法：2005（平成17）年に施行⇒発達障害の早期発見・早期支援

※2016（平成28）年に改正⇒乳幼児期から成人期までライフステージに応じた切れ目のない発達支援

2) 発達障害の定義（第2条）：「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害」

### 3) 発達障害者支援センター（第14条）：都道府県及び指定都市に設置

⇒ ①早期発見・早期支援に資する専門的相談・情報提供・助言 ②就労支援

③関係機関に従事する者に対する情報提供および研修 ④関係機関との連絡調整

### 4) 障害者手帳の対象

⇒ 知的障害の認められる発達障害児・者は療育手帳の対象

⇒ 知的障害が認められない発達障害児・者は精神障害者保健福祉手帳の対象 ※2011（平成23）年1月～

### 5) 早期発見・早期支援の施策

・乳幼児健康診査（乳幼児健診）：母子保健法⇒市町村が実施

・就学時健康診断：学校保健安全法⇒市町村教育委員会が実施

・保護者のケア⇒事後教室・親子教室・子育て教室・ペアレントセンターなどの子育て支援

・療育：就学前児童を対象とした早期支援の役割大

### 6) 学童期の発達と教育支援

学校教育法の一部改正：2006（平成18）年⇒2007（平成19）年4月～特殊教育から「特別支援教育」へ

①養護学校⇒「特別支援学校」、特殊学級⇒「特別支援学級」へ名称変更

②知的障害のない発達障害児童における普通学級（通級指導や学習指導員の指導含む）での支援

③個別の教育支援計画⇒児童個人の教育的ニーズに合わせた支援

④特別支援教育コーディネーターの配置⇒個別の教育支援計画に基づく多分野連携による教育的支援

### 7) 就労や地域生活支援：障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの活用

## III. 精神障害者の居住支援制度・サービス

### 1. 障害者総合支援法に基づく制度・サービス

#### 1) 共同生活援助（グループホーム）：障害支援区分にかかわらず利用可能

共同生活を営む住居⇒相談や入浴、排せつ、食事の介護等、家事全般をはじめ日常生活支援を提供

介護サービス包括型：事業所のスタッフが介護サービスを提供

外部サービス利用型：外部の居宅介護事業所に委託

日中サービス支援型：短期入所を併設して、緊急一時的な宿泊の場を提供（2018年度より開始）

#### 2) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）：

対象：賃貸契約による一般住宅（公営住宅やアパート・マンション・一戸建ての民間賃貸住宅）の入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者

内容：入居に必要な調整等の支援と同時に、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援

#### 3) 公営住宅法に係わる制度

・公営住宅法施行令の改正（2006（平成18）年2月より施行）

⇒ 単身入居が可能な者=同居する親族がいない場合でも、精神障害者・知的障害者・家庭内暴力（DV）被害者が追加

・公営住宅⇒障害者総合支援法の共同生活援助（グループホーム）や老人福祉法の認知症対応型グループホームなどを運営する社会福祉法人等に使用許可

## IV. 精神障害者の雇用・就業支援

### 1. 障害者雇用促進法に基づく制度・施策

・2019（令和元）年6月に改正障害者雇用促進法が成立

⇒「障害者活躍推進計画」の作成・公表+障害者雇用推進者・障害者職業生活相談員の選任の義務化など

※2018（平成30）年度より、法定雇用率の算定基礎として精神障害者が追加

※法定雇用率=民間企業2.2%、国・地方公共団体・特殊法人等2.5%、都道府県等の教育委員会2.4%

#### 1) 障害者雇用納付金制度

目的：障害者雇用に伴う事業主の経済的負担の調整や障害者雇用の促進

内容：法定雇用率が未達成の企業より障害者雇用納付金を徴収し、法定雇用率を達成している企業に調整金・報奨金・助成金等として支給

#### 2) トライアル雇用助成金

目的：障害者や就労未経験者等について、継続雇用を目的とした試行的な雇用を行う制度

内容：①障害者トライアルコース⇒1週間の所定労働時間=20時間以上

精神障害者・・・3か月以上12か月以内が雇用期間

実施した雇用主に障害者トライアル雇用奨励金が支給

②障害者短時間トライアルコース⇒1週間の所定労働時間=10時間以上20時間未満

トライアル雇用期間内に所定労働時間20時間以上が目標

奨励金の支給期間=12か月間

#### 3) 精神・発達障害者しごとサポートー：2017（平成29）年度～

目的：精神・発達障害者を応援する職場づくり

内容：一般労働者が対象⇒精神・発達障害に関して一定の知識・理解がある応援者を養成

#### 4) 障害者職業生活相談員：障害者である労働者の職業生活に関する相談や指導

・選任した場合は、遅滞なく公共職業安定所長に届出義務

### 2. 精神障害者の就労支援機関：障害者雇用促進法

実施機関	主な内容
公共職業安定所（ハローワーク）	<p>&lt;主な機能&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・障害者に対する専門の窓口を設置</li><li>・障害者雇用に関する技術的な助言・<u>職業紹介・職業指導（職業相談や就職後の職場適応指導）</u></li></ul> <p>&lt;主な専門職と役割&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・精神障害者雇用トータルセンター：精神保健福祉士等+実務経験 求職者⇒精神症状に配慮したカウンセリングや就職準備プログラムの実施 事業主⇒精神障害者等の雇用に関する意識啓発や理解促進の実施</li><li>・発達障害者雇用トータルセンター：精神保健福祉士 or 臨床心理士 求職者⇒カウンセリングや就職に向けた準備プログラムの実施 事業主⇒発達障害者等の雇用に係る課題解決のための相談援助等</li></ul>

地域障害者職業センター	<p>＜主な機能＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>高齢・障害・求職者雇用支援機構</u>が各都道府県に1か所ずつ設置・運営</li> <li>・職業評価や指導、職業準備訓練、職業講習、精神障害者総合雇用支援</li> </ul> <p>＜主な専門職と役割＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>障害者職業カウンセラー</b>：</li> </ul> <p>職業適性検査や職業準備訓練をはじめとした就職相談や就職後のフォローアップなど専門的な職業リハビリテーションを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>職場適応援助者（ジョブコーチ）</b> ※：配置型</li> </ul> <p>障害者職業カウンセラーが作成した計画に基づき、障害者が職場に適応できるように、職場での直接的な支援（雇用後の職場適応支援も含む）</p>
障害者就業・生活支援センター	<p>＜主な機能＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の日常・社会生活に関する助言や指導、職業準備訓練、職場実習のあっせん、就職活動の支援</li> </ul> <p>＜主な専門職と役割＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就業支援+生活支援担当者が配置⇒就業・生活支援を一体的に展開</li> </ul>

※職場適応援助者（ジョブコーチ）：3種類

- ①配置型ジョブコーチ=地域障害者職業センターに所属
- ②第1号ジョブコーチ=就労移行支援事業所に所属 or 職場適応援助者助成金制度に基づく
- ③第2号ジョブコーチ=障害者を雇用する企業に所属 or 職場適応援助者助成金制度に基づく

## V. 行政機関における相談援助

### 1. 市町村における相談援助システム：「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」

- 2002（平成14）年度以降、利用者にとって身近な地域である市町村の役割が大
- ・精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療費の受理業務
  - ・市町村障害福祉計画の策定
  - ・障害者総合支援法における障害支援区分の認定
  - ・基幹相談支援センターの設置（委託可・任意設置）

### 2. 都道府県における相談援助システム

#### 1) 精神保健福祉センター：「精神保健福祉センター運営要領」

- 状況：すべての都道府県・指定都市に設置
- 役割：精神保健および精神障害者の福祉に関する知識の普及や調査研究  
複雑または困難なケースの相談指導、精神医療審査会の事務  
精神障害者保健福祉手帳の申請に対する等級の決定など

#### 2) 保健所：「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」

- ・地域精神保健福祉業務の中心的な行政機関  
⇒ 精神障害者の早期治療+自立・社会経済活動への参加の促進
- ・企画調整、普及啓発、研修、組織育成、相談、訪問指導、入院・通院医療事務、市町村との連携等

### 3. 精神保健福祉相談員：精神保健福祉法第48条第2項

- ・都道府県等は、精神保健福祉センターor 保健所⇒ 精神保健福祉相談員を設置できる
- ・精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談+精神障害者及びその家族等を訪問して必要な指導を実施
- ・精神保健福祉士その他政令で定める資格を有する者のうちから、都道府県知事または市町村長が任命